

門真市市民公益活動支援・協働指針（案）

～門真市における市民公益活動支援及び協働のあり方～

| | |
|--------------------------------|----|
| ～目次～ | |
| 1．公益活動支援及び協働の目的 | 1 |
| 1 - 1．本指針の位置づけ | 1 |
| 1 - 2．公益活動支援及び協働の必要性 | 2 |
| 1 - 3．市民公益活動支援や協働の促進による効果 | 3 |
| 2．市民公益活動支援及び協働の基本原則 | 5 |
| 3．門真市における市民公益活動支援及び協働のあり方 | 6 |
| 3 - 1．協働パートナーの現状 | 6 |
| 3 - 2．協働の領域（役割分担） | 8 |
| 3 - 3．「協働することが有効な事業」を選択する視点 | 9 |
| 4．協働のための環境づくり | 10 |
| 5．協働のための推進体制 | 13 |
| 資料 1 門真市市民公益活動支援・協働指針策定委員会設置要綱 | 14 |
| 資料 2 門真市市民公益活動支援・協働指針策定委員会名簿 | 15 |
| 資料 3 門真市市民公益活動支援・協働懇話会開催経過 | 15 |

平成 20 年 9 月

門 真 市

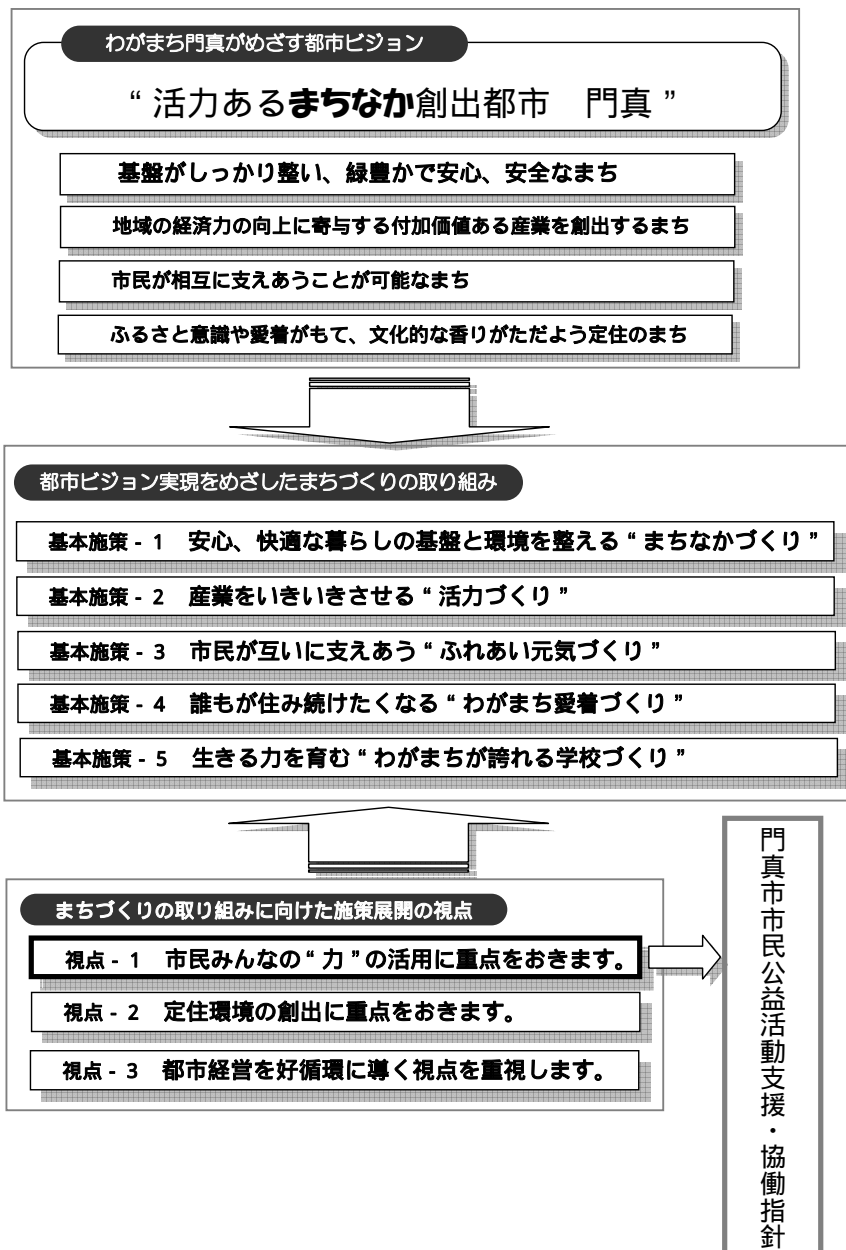
1. 公益活動支援及び協働の目的

1 - 1. 本指針の位置づけ

門真市の中長期のまちづくりのあり方を示す「門真市都市ビジョン」(平成18年度策定)では、“活力あるまちなか創出都市 門真”の実現をめざしています。この将来像を実現するために掲げたまちづくりの取り組みに向けた施策展開の一番目の視点である「市民みんなの“力”の活用に重点をおきます。」を具体的に推進することが必要です。

このため、市民公益活動と協働のまちづくりは、これからの本市のまちづくりの重要な要素と捉え、それらの支援と推進を図るための指針と位置づけます。

「門真市都市ビジョン」の体系と「公益活動支援及び協働指針」の位置づけ



1 - 2 . 公益活動支援及び協働の必要性

これまで「公共サービス」は、主として行政が市民に対して提供すべきもの、すなわち「行政サービス」として提供すべきものであると考えられてきました。

地方分権の進展により、住民に最も近い基礎的自治体の権限や責任が重くなるとともに、少子高齢化による社会構造の変化や市民の価値観、ライフスタイルの変化などに伴う新たな公共的課題への対応について、行政だけでは質的にも量的にも限界があると考えられます。

一方、これまで「公共性」の判断は、行政自らが行ってきましたが、“公”と“私”の間の領域に「公共性」の判断を模索する動きが生まれてきています。

“公”と“私”の間の領域、言い換えれば、“新たな公”の領域において、市民や市民団体、特定非営利活動法人（以下、「NPO法人」という。）等が、様々な分野で主体的な活動を育んできています。

門真市においても、自治会やNPO法人などが、防災・防犯、環境美化などの地域活動をはじめ、福祉の増進、子どもの健全育成など、“新たな公”の領域で多様な活動が育まれてきています。

市内には、潜在的にも多くのボランティアの存在が想定され、特に、いわゆる団塊の世代が退職期を迎え、地域社会において様々な知識や経験を活かして活躍していくことが期待されます。

市民の多様なまちづくりの担い手の活力や地域の特性を活かしつつ、個性豊かで市民がまちに誇りと愛着を感じるまちづくりを積極的に展開していくことが必要です。

市民と行政がともに公共の活動を担うという、市民公益活動への支援や協働による「公共サービス」提供の新しいあり方を模索していくことが求められています。

そこで、本指針では、「市民公益活動」や「協働」を次のように考え、それらの支援や推進を図ります。

“市民公益活動”

市民が自発的かつ自立的に行う営利を目的としない活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの。

“協働”

まちづくりに向け、市民、市民公益活動団体、事業者及び市が、地域の課題を共有し、共通の公共的目標に向かってそれぞれに果たすべき役割を自覚し、相互に補完し、協力すること。

<参考> “支援” と “協働” の違い

“支援”とは、市民公益活動団体の活動を活性化するための環境整備を目的とし、“協働”は、市民と行政が共有する特定のまちづくりの方向にしたがった活動について、市民公益活動団体などと共に取り組むこと。

市民公益活動団体への支援

市民公益活動団体の活動を行いやすくするための様々な支援策を講じることを意味する。

- * 例：
 - ・市民公益活動を活発にするための公共施設使用料や課税の減免措置
 - ・市民活動支援センターのような施設の設置による活動スペースの提供
 - ・市民公益活動のために立ち上げから初動期における交付金制度等の設置による資金支援やNPO育成支援のためのアドバイザー制度の設置等による支援等

市民公益活動団体との協働

“協働”の概念に示すように、例えば、より市民ニーズに合ったものにするために、市民活動支援センターなどの管理運営を同様の目的を持って活動している市民公益活動団体に委託したり、また、市と共通の公共的目標に向かって市民公益活動団体が行う事業を支援する交付金等を交付したりするといったようなことを意味する。

1 - 3 . 市民公益活動支援や協働の促進による効果

協働を推進するためには、協働する目的、めざすべき姿を、市民と行政が共有することが重要です。協働により得られる利点を意識しながら取り組むことで、より有益な関係を築き上げていくことが効果へとつながるといえます。

そこで、協働の目的やめざすべき姿を次のように考えます。

<協働の目的・めざすべき姿>

協働する目的は、「自分が住んでいるまちは自分たちで守り、育てよう」という、地域の自立、自治意識の向上を果たすことである。

めざすべき姿は、「多くの市民参加による市民主役のまちづくり」の推進により、地域の自立、自治意識が向上し、地域の生活をより豊かで実りあるものにしていくことであり、結果として本市の将来都市像である「活力あるまちなか創出都市・門真」の実現につながるものであると考えることができる。

協働は、地域課題を解決し、自治意識の向上を果たすという目的のためのいわば手段であり、行政が真摯に市民と向き合う姿勢、施策に対する検証の目を持たなければ、「協働」という機能は十分な効果を発揮しないものとする。このため、協働することが目的化しないよう留意する必要がある。

今後の公共サービスの提供において、多様なまちづくり主体と行政が、話し合いの中で、その役割分担を見直していく過程そのものが協働を進めることとなる。

このような目的やめざすべき姿に向けて、協働を推進することにより次のような効果が期待できます。

< 協働による効果 >

～ 市民にとって～

市民ニーズにあったきめ細かで柔軟な公共サービスを選択できるようになり、地域社会に暮らす市民生活の質の向上につながる。

市政がより身近なものになるとともに、市民公益活動への関心や参加意欲の向上にもつながる。

市民の自己実現や生きがいを得るための機会・実践活動の場が増える。

市民公益活動の活性化に伴い、新しい雇用機会が創出される。

市民公益活動や協働への理解が深められるとともに、「協働によるまちづくり」の視点から、市政への関心、参加・参画意識が高まっていく。

～ 市民公益活動団体にとって～

市民公益活動への社会的理解や活動自体の社会的評価が高まり、市民公益活動団体の持つ社会的使命（ミッション）を効果的に実現することができる。

市民公益活動団体の持つ情報や知識を行政に伝える機会が増えることで、市民公益活動団体に対する行政の理解や評価が高まる。

自立（自律）化、公開、評価といった原則のもと、事業報告や会計処理などを適切に行う必要が生まれ、市民公益活動団体のマネジメント力の向上につながるとともに、既存団体が持つ社会的使命などについても時代に適合した新たな見直しが求められ、これにより団体の活性化が図られる。

行政や事業者と協働事業をすることで、ネットワーク化が進み活動領域が広がる。

～ 事業者にとって～

公共サービスの充実に貢献することで社会的責任が果たすことができ、その結果、事業者のイメージアップにつながる。

異なる発想や行動原理を有する市民公益活動団体との協働により、事業者にない発想や多様な価値観を見出すことで、新たな事業分野の開拓につながる可能性がある。

～ 市にとって～

協働することで、よりの確な行政の施策の展開や人、物、金、情報など地域資源の有効活用が図られる。

市民公益活動団体の持つ特性・専門性を活かすことで、多様化する市民ニーズに対応し、よりきめ細かな質の高いサービスの提供が可能となる。

協働の視点から事業の見直しを行い、事業を市民公益活動団体と協働により実施することで、サービスの向上、行政機能のスリム化、経費の効率・効果的な執行などを図ることができ、行財政改革の推進に寄与する。

(このことにより、住民サービス向上にも結びつく)

多様な価値観に基づき活動する市民公益活動団体との協働により、行政における従来の画一的な公益性の概念から、多様な公益性の概念を認めていく意識への変革を図ることができる。

地域に密着した市民公益活動団体が、行政の事業計画の構想段階から参画し協働していくことにより、市民の市政への参加・参画の促進につながる。

以上のように、市民や地域などにとっては、まちづくりの担い手の育成や活動団体の自己目的の実現、活動範囲の拡大などが、行政にとっては、単独では対応できないきめ細やかな公共サービスの提供などが可能になります。

さらに、協働していくプロセスの中で、P (Plan : 計画) D (Do : 行動) C (Check : 見直し) A (Action : 見直しの実践) という施策における PDCA サイクルの仕組みへの市民参画が促進されることにより、市民がまちづくり主体としての認識を高めていくとともに、公共サービスに関する情報を共有することで、市民との相互理解と信頼関係の構築が図られ、各施策、事業への住民評価が向上することが期待できます。

2 . 市民公益活動支援及び協働の基本原則

市民と行政が、より良い関係を構築し、協働の取り組みを広げていくためには、具体的な市民公益活動の支援や協働のルールを明確にしておくことが重要です。特に、市民と行政は、協働することで互いの特性 (強み) を相乗的に活かされるよう、各々の特性や違いを理解し、有効な関係を築くことが必要です。

市民と行政の特性 (強み)

| 組 織 | | 特 性 |
|--------|---------------------|---|
| 市 民 | 自治会等の地縁型コミュニティ組織 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域課題、地域の実情を把握している。 ・ 生活に密着した公共サービスを担ってきたという実績がある。 ・ 組織力があり、地域におけるまちづくりの主体である。 ・ 担い手不足といわれているが、潜在的な可能性を有している。 |
| | NPO法人等のテーマ型コミュニティ組織 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主性・自発性があり共感・志をもって活動している。 ・ 先進性・専門性が高い取り組みを行っている。 ・ 柔軟・迅速な対応が可能である。 |
| 行 政 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくりに関する多様な情報を有している。 ・ 多くの公共サービスを担ってきた実績がある。 |

市民と行政が各々の特性や違いを理解し、有効な関係を築いていくためには、市民と行政がまちづくりの担い手として、対等の立場で議論し、それぞれの立場や違いを相互に理解したうえで、相互に補完し協力し合いながら、次のような「協働の基本原則」にしたがい自治意識の向上に努める必要があります。

～協働の基本原則～

情報共有と相互理解

市民と市は、同じく公共サービスを担うものとして、お互いの違いを積極的に学ぶ姿勢を大切にし、相互理解のための意見交換の場や情報共有の場の創出・拡大に努める。

目的・目標の共有

協働していくにあたっては、「目的・目標の共有」が大前提であり、十分議論し、お互いに納得しながら、目的・目標達成に向け取り組む。

対等の関係

相手方の組織特性の違いを認め合い、相手方の自主性を尊重し、お互いが必要不可欠な存在として認め合う、「対等」の関係のもと、誠意を持って取り組む。

役割分担と参入機会の確保

お互いの役割分担と責任を明確にするとともに、市民ができる分野での該当事業を担える協働パートナーがいる場合には、その自立的活動が展開できるよう、公共サービス分野の参入機会を確保する。

3．門真市における市民公益活動支援及び協働のあり方

3 - 1．協働パートナーの現状

～NPO法人～

平成7年1月の阪神・淡路大震災におけるボランティア活動を契機に、平成10年12月に「特定非営利活動促進法」が施行され、任意団体であった市民活動団体から法人格を持つNPO法人が誕生し、その活動範囲が広がっています。

現在、本市に主な拠点を置くNPO法人は24団体（平成20年8月現在（含申請中））あり、近年、着実に増加しています。

なお、全国的な傾向として、専任の事務員を置くNPO法人は少なく、財政基盤は脆弱

な状況にあります。

～ N P O 法人以外の市民活動団体等～

その他の市民活動団体として、住民の任意団体として地域に密着した公益的活動などを行ってきた地縁型コミュニティ組織として自治会があります。

本市には、平成 20 年 4 月 1 日現在 120 の自治会があり、58,543 世帯^{*1}が加入。全 60,431 世帯^{*2}における加入率は 96.9%で、大部分の世帯が加入しています。

^{*1} 加入世帯数は、平成 20 年 4 月 1 日現在自治会からの報告世帯数

^{*2} 平成 20 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳登録（含外国人）世帯数

すでに、多くの事務事業を通じて自治会と市は連携した取り組みを行っています。

ただ、全国的な傾向として、少子高齢化や核家族化、共働き家庭の増加などの社会環境の変化から、その求心力は低下しています。また、自治会加入率の低下に加え、役員の高齢化と担い手不足などの課題を抱えていますが、社会の第一線で活躍し、定年期を迎えた団塊世代の地域での活動が期待されています。

さらに、自治会、N P O 法人のほか、P T A、社会福祉協議会、老人クラブ、ボランティア団体や企業のボランティア活動など、本市の協働を進める上で主役となるパートナーとしての可能性を持つ団体は多種多様に存在します。

これらのうち、P T A、社会福祉協議会、老人クラブなどの団体は、地域において、特定の社会課題を達成することを目的としており、自治会と連携した活動を行うなど、地域に根ざした団体であることから、地縁型コミュニティ組織としての自治会、テーマ型コミュニティ組織である N P O 法人という分類においては、本指針では自治会等地縁団体に属するものとし、『地縁型コミュニティ組織』と位置づけます。

なお、ボランティア団体や企業による社会貢献活動も近年活発に行われていますが、その活動は地域に限定されず、広く特定のテーマを達成することを目的としていることから、分類としては N P O 法人と同様、特定のテーマを持った有志の団体に属するものとし、『テーマ型コミュニティ組織』と位置づけます。

以上のように、自治会などの『地縁型コミュニティ組織』と N P O 法人などの『テーマ型コミュニティ組織』が、協働パートナーとして考えられます。

本市では、『地縁型コミュニティ組織』と市との連携の歴史は長く、活動も比較的活発に行われています。

一方、広く公益に関する特定のテーマを達成することを目的としている N P O 法人などの『テーマ型コミュニティ組織』の特性を活かした協働は重要ですが、市との連携の歴史は短く、さらなる市との連携強化が必要です。

しかし、現在は『テーマ型コミュニティ組織』を協働パートナーとして、連携強化を図

るしくみや制度がなく、早急にその整備が必要です。

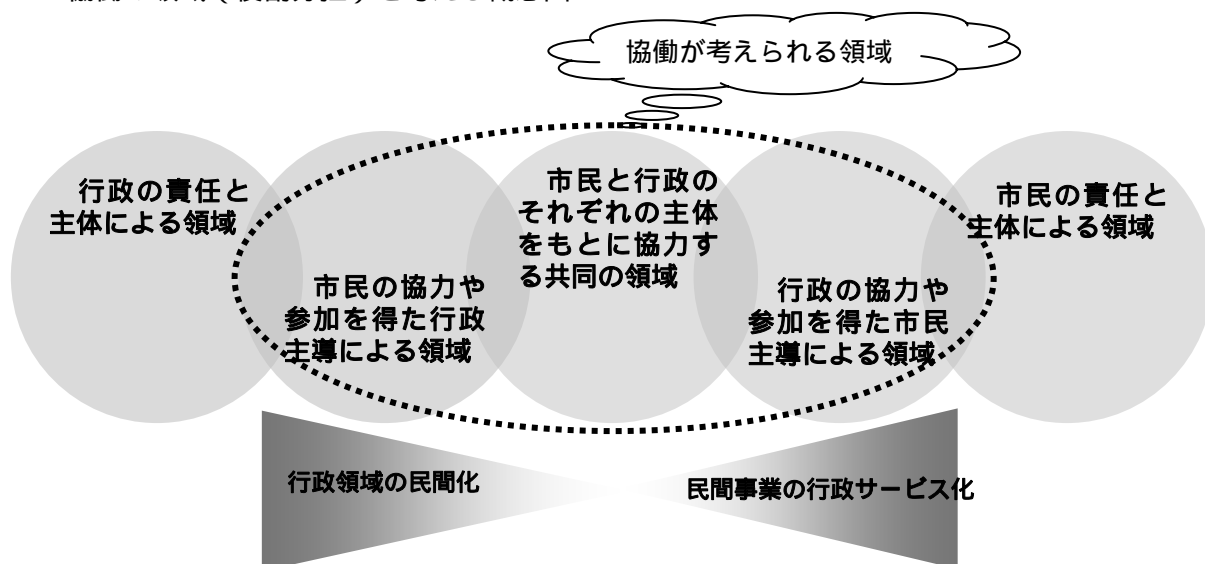
したがって、当面、市との協働を促進する協働パートナー（市民公益活動団体）の対象は、NPO法人などの『テーマ型コミュニティ組織』とします。

ただし、今後の協働の促進状況により、協働パートナー（市民公益活動団体）の範囲を見直していくことも必要です。

3 - 2 . 協働の領域（役割分担）

協働のあり方を考えるとき、まず領域を考える必要があります。協働を考える領域の概念を次のように考えます。

協働の領域（役割分担）を考える概念図



行政の責任と主体性による領域

- ・ 法律で義務づけられたもの... 徴税、選挙、教育、生活保護、政策形成、条例制定
- ・ 市民生活の安全、安心の基本を維持するもの... 消防、警察、交通管制 等

市民の協力や参加を得た行政主導による領域

- ・ 福祉業務、窓口業務、施設指定管理、道路・河川管理のアドプト制度、公園づくり、路上駐車監視等

市民と行政のそれぞれの主体をもとに協力する共同の領域

- ・ 福祉関係等の事業委託、施設指定管理
- ・ 各種保全活動（文化財保護等）

行政の協力や参加を得た市民主導による領域

- ・ 補助金を受けて行う地域団体・市民活動団体・NPO法人の活動（デイケア、高齢者・子どもの見守り、まちづくり、環境保全等）

市民の責任と主体性による領域

- ・行政の支援のない市民公益活動・NPO法人の活動・コミュニティ ビジネスや社会的企業の活動
- ・自治会活動
- ・政策提言活動

3 - 3 . 「協働することが有効な事業」を選択する視点

協働パートナー（市民公益活動団体）の対象や協働の領域（役割分担）を踏まえ、具体的に協働を推進するにあたっては、「協働することが有効な事業」を選択していくことが重要です。

協働することが有効な事業の形態は、施策の効果をより高める事業の考え方を整理することで、それが見出されます。また、実施にあたっては、「協働」が目的でなく、手段であることに留意することも必要です。

本市における事務事業の推進にあたり、常に協働の可能性を検討し、協働パートナーと協議していくことを意識し、見直しを図っていく姿勢が重要です。

なお、協働の形態は、柔軟に考えていくことが必要ですが、基本的には、次のような形態が考えられます。

～ 協働の形態～

共催、後援

共催は、市民と行政が協力しながら事業を行う形態。企画段階から実施終了まで協力し合うことで互いの信頼関係を深めることが可能。後援は、行政が民の事業を応援することを表明するもので、間接的な支援となる。

情報提供、意見交換（例；地区別懇談会等）

互いが持つ情報を提供し、それを活用しながら具体的な実施に向けた協議、調整の場

政策提言（例：まちづくり市民会議、懇話会等）

市民の多様なアイデアや発想を、政策、事業に反映し、事業の実施を支援

実行委員会（例：門真市文化祭実行委員会等）

様々な主体が集まり、共同主催者として事業を行う。企画段階からの協働が可能で、それぞれの特性を活かした事業の展開が可能

補助、助成

公共的事業を行う団体に資金的な支援を行うことで、公益を実現

委託

行政が行うべき事業を地域団体・NPO法人、民間企業等の特性を活かせるよう委

託することで、より効果的に公共的事業の実施が可能

アドプト制度

地域団体等が公共施設の里親となり、美化活動等の管理を担い、行政は保険加入や物品の支給などを行う制度

以上のような協働の形態などを踏まえ、「協働することが有効な事業」を選択する視点を示すと次のようになります。

～「協働することが有効な事業」を選択する視点～

行政だけでは対応できない多様化する市民ニーズに対し、きめ細かく柔軟なサービスが提供できる場合

専門的な知識やノウハウを蓄積しているNPO法人などと協働することで、行政の足りない部分が補われ、行政にはない発想を盛り込むことができる特定の分野などにおいて市民ニーズに応えることができる場合

行政単独では制度的に対応しにくい新しい社会課題に対し、効果的な事業展開ができる場合
イベントや啓発事業などの分野で活躍している市民公益活動団体などと協働することで、多くの市民の参加につながる効果が期待できる場合

災害時などにおいて、状況に応じすばやく活動できる場合

4．協働のための環境づくり

本市では、行政が主体となり、市民の自己の意思を反映させるために行政過程に關与する「市民参加」については、様々な手法を用い、取り組んできました。しかし、市民も行政も共に主体性を持ち、相互に対等に協力して公共の活動を行う「協働」の取り組みは、未だ一部の部署にとどまっています。

これらの取り組みにおいては、市としての明確な方針がないため、各部署で相違が生じています。

協働の推進をめざし、次のような環境づくりなど、行政には、まちづくりをともに行う協働パートナーに対し、活動を支援し、活動しやすい環境を整えるという役割があります。

(1) 情報共有・相互理解の推進

本市における協働の課題は、職員の協働に関する認識や経験の不足から、協働パートナーに関する情報を収集する環境が未整備です。結果として、市が保有するまちづくり情報も有効に発信できていない現状があります。

また、本来、協働パートナーには、自らの工夫や努力により、地域の課題に取り組むこ

とが求められていますが、ともすれば行政への陳情に終始し、課題解決のために必要な情報や能力の獲得に消極的なパートナーが多いという傾向も見受けられます。

これらの課題を解消していくためには、

協働パートナーと行政がお互いの現状を知ろうとする姿勢を持ち、まちづくりに関する情報をキャッチボールできるような関係を築くこと

が必要であることから、常に市民と市が情報交換できる環境を整える必要があります。

換言すれば、協働の推進にあたっては、協働パートナーと市が、まちづくりに関する情報を共有しあい、情報を活用できる環境づくりが必要です。

情報共有・相互理解の推進

ホームページなどの広報媒体や常に協議の場を準備し、その場を活用して積極的な情報発信を行うほか、協働に関する相談窓口を設置する。

(2) 協働の場の創出

協働の推進にあたっては、協働パートナーと市が、まちづくりに向けた課題を明確にし、解決に向けた対応策を連携・協力して取り組むことができる“場”の創出が必要です。

市との連携・協力について協議する場が無く、市民の創意・発案による事業化の検討に対し、市と協働で公共サービスとして提供していく環境がありません。また、一方、市にとっても、地域に対するアドバイスや専門知識を有するNPO法人などの協力を検討したくても、そのチャンネルが用意されていません。

これらの課題を解消していくためには、

協働パートナーからのまちづくりに関する提案、協議を受ける場や市からまちづくりに関する提案などを行う“場”を設置すること

が必要です。

協働に関するコーディネイトの場の設置

市民と市が互いに様々な課題を持ち寄り、協議や事業化に向けたコーディネイトを行う場を設け、協働パートナーと市（事業担当課）間の調整を行う。

(3) 市民公益活動への支援

協働パートナーの充実、協働をステップアップしていくうえで重要です。情報共有や協働に関するコーディネイトの場づくりのほか、人材育成への支援も含めた総合的な支援体制を整備する必要があります。

現状を踏まえた今後の協働のあり方を整理すると、地域の自立に向けて、協働パートナーの能力をより高めていくために、情報共有や協働に関するコーディネイトの場の設置のみならず相談機能の充実、人材育成、協働パートナー同士の連携によるネットワークの形

成など、総合的なまちづくり活動を支援していくことが必要です。

また、市民公益活動団体の活動を行いやすくするための様々な支援策を講じる必要があります。このため、

NPO法人等のテーマ型の団体は個々の活動におさまりがちであり、これらの連携、ネットワークを構築することで相乗的な活動効果を生み出すためのネットワークの中核となる団体の育成

協働のパートナーとなる市民公益活動団体への支援

が必要です。

市民活動団体のネットワークの中心となる団体の育成

次のような機能を備えた市民活動団体のネットワークの中心となる団体を育成する必要がある。

- ・情報共有機能（先進的な取り組み紹介や支援等に関する情報提供）
- ・相談機能（相談窓口）
- ・協議・コーディネート・ネットワーク形成機能
- ・人材育成（地域リーダー、職員の養成、リーダー養成研修、テーマごとの勉強会等）
- ・活動支援（地域課題などの解決に向けた助言）
- ・協働等に関する研究機能等

市民公益活動団体への支援

市民公益活動を活発にするために、次のような支援が必要である。

- ・NPO等の市民公益活動を活性化するための活動拠点として、「(仮称)協働まちづくりセンター」の設置等
- ・公共施設使用料の減免措置等
- ・活動スペースの提供
- ・市民公益活動のために立ち上げから初動期における交付金制度等の設置による資金支援やNPO育成のためのアドバイザー制度等による支援

以上のような市民公益活動の支援が必要ですが、これらの中でも、当面、市として次のような施策の展開が重要です。

- (1) 市民活動団体のネットワークの中心となる団体（中核組織）の育成
- (2) NPO法人等の財政基盤の安定化を図るための交付金等による支援
- (3) NPO法人等の市民公益活動を活性化するための活動拠点として、「(仮称)協働まちづくりセンター」の設置
- (4) NPO法人等の市民公益活動の誘発や市民活動団体のネットワーク化を促進するための広報などによる情報発信の支援

(4) 庁内体制の充実

協働を支える市の庁内体制として、協働に関する情報を縦割りではなく横断的に集約・発信できる体制を充実し、その役割と責任を明確化していく必要があります。

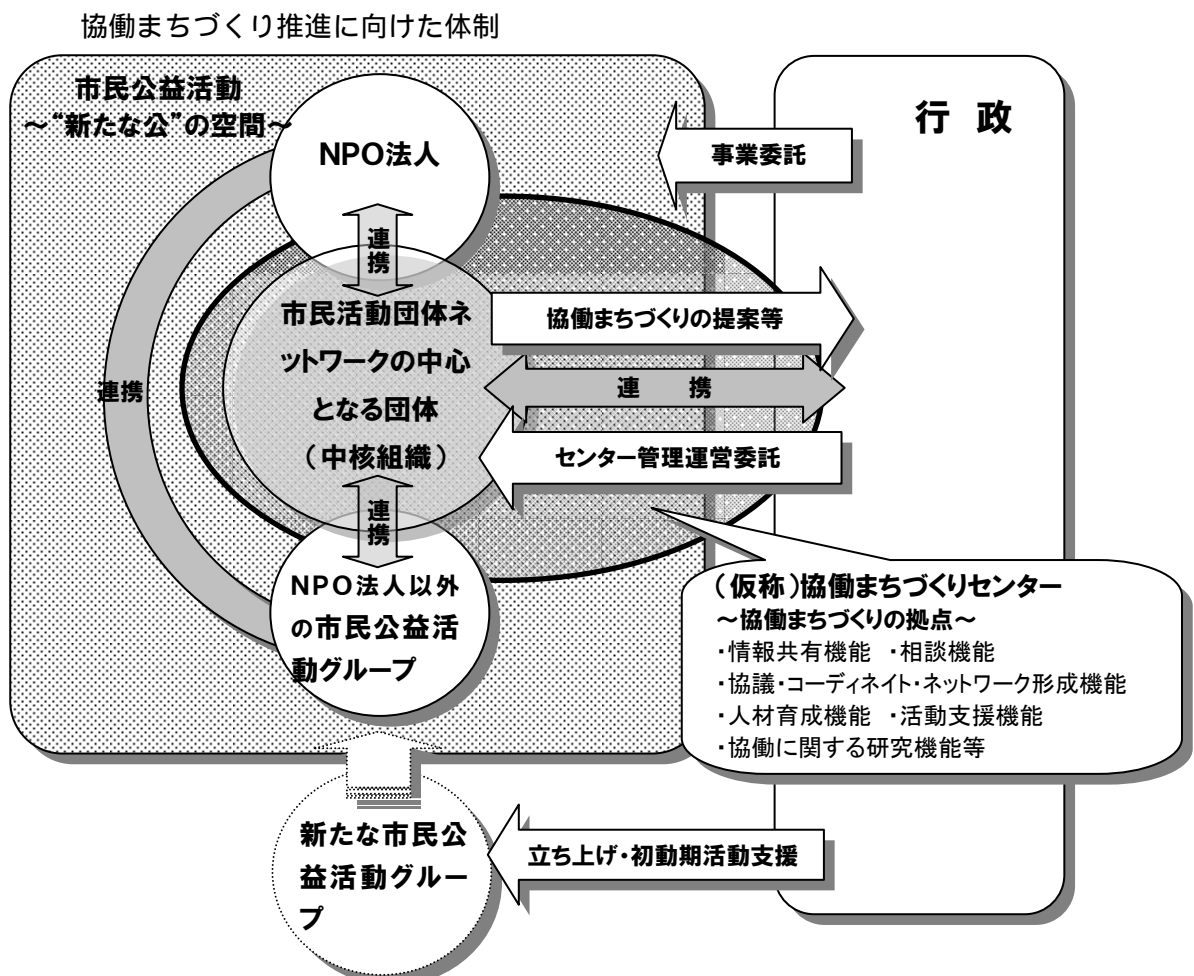
従来は、自治会等に対し、各課が各事業に応じて情報を保有しているだけであり、協働に関する情報は縦割りの状態でしか共有されていませんでした。今後は、総合窓口の相談機能の充実などを図り、協働に関する情報を横断的に集約・発信できる体制を整える必要があります。

庁内体制の充実

総合窓口の相談機能の充実などを図り、協働に関する情報を横断的に集約・発信できる体制を整える。

5. 協働のための推進体制

協働まちづくりの拠点となるセンターの設置や市民公益活動の育成、活動の活性化を図るための支援など、次のような体制により協働のまちづくりの推進を図ります。



資料 1 門真市市民公益活動支援・協働指針策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 市民との協働によるまちづくりを目指し、市民公益活動の支援及び協働のあり方について、その方針を定めるために、門真市市民公益活動支援・協働指針策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市民協働活動への支援に関する事。
- (2) 市民公益活動との協働に関する事。
- (3) 市民公益活動支援・協働指針の策定に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、市民生活部次長のうち地域振興課を所管する次長の職にある者とし、副委員長は、総合政策部次長のうち企画課を所管する次長の職にある者とする。

3 委員は、次の表に掲げる職にある者とする。

| |
|---|
| 総務部次長のうち総務課を所管する次長、健康福祉部次長、福祉推進部次長のうち子育て支援課を所管する次長、環境事業部次長、都市建設部次長のうち道路課を所管する次長、教育委員会事務局生涯学習部次長 |
|---|

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員に委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部地域振興課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月21日から施行する。

資料 2 門真市市民公益活動支援・協働指針策定委員会名簿

| 役職 | 所属 | 氏名 |
|------|---|-------|
| 委員長 | 市民生活部次長（地域振興課・生活産業課・市民課・人権政策課・南部市民センター担当） | 市原 昌亮 |
| 副委員長 | 総合政策部次長（企画課・秘書広報課担当） | 下治 正和 |
| 委員 | 総務部次長（総務課・人事課・情報システム課・危機管理課担当） | 西 政道 |
| 〃 | 健康福祉部管理監兼次長 | 深野 温敬 |
| 〃 | 福祉推進部次長（子育て支援課・保育課担当） | 清水 広大 |
| 〃 | 環境事業部次長（環境総務課・環境対策課・浄化センター担当） | 野口 耕治 |
| 〃 | 都市建設部次長（都市政策課・地域整備課・建築指導課・施設営繕課・道路課担当） | 白神 隆夫 |
| 〃 | 生涯学習部次長 | 高橋 勝保 |

資料 3 門真市市民公益活動支援・協働懇話会開催経過

| | 開催日時・場所 | 検討内容 |
|-----|---|---------------------------------|
| 第1回 | 平成20年8月21日（木） 午前10時～12時 門真市役所 別館3階第3会議室 | 公益活動支援や協働まちづくりの現状と課題 |
| 第2回 | 平成20年9月1日（月） 午後2時～4時 門真市役所 別館3階第2会議室 | 公益活動支援や協働まちづくりの必要性及び推進のための基本的方向 |
| 第3回 | 平成20年9月8日（月） 午後2時～4時 門真市立文化会館 3階会議室 | 公益活動支援や協働まちづくり推進を図る上で必要なしくみや方策 |
| 第4回 | 平成20年9月11日（木） 午後2時～4時 門真市役所 別館3階厚生会会議室 | 指針案の検討及び承認 |